

○潟上市ホームページ広告掲載取扱要領

平成22年2月26日

訓令第6号

改正 令和元年8月14日訓令第5号

令和2年11月11日訓令第47号

令和4年8月2日訓令第15号

令和5年7月26日訓令第25号

(趣旨)

第1条 この訓令は、潟上市広告掲載要綱（平成22年潟上市告示第17号）に定めるもののほか、潟上市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に広告を掲載するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告の種類は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、市が指定する位置とする。

(広告画像の規格等)

第4条 広告画像の規格は、次のとおりとする。

- (1) 広告画像のサイズは、横280ピクセル、縦85ピクセルとする。
- (2) 広告画像の形式は、JPEG又はPNGのいずれかとする。

2 広告画像は、次に掲げる表現を含んではならない。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を示すボタンを模した表現
- (2) アラートマークを模した表現
- (3) ラジオボタンを模した表現
- (4) テキストボックスを模した表現
- (5) プルダウンメニューを模した表現
- (6) 前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意志に反した操作を行わせる又はそのおそれがある表現

3 広告画像は、ウェブアクセシビリティレベルAAに準拠したものでなければならない。

4 広告の文字色と背景色のコントラストを十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取りするなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

5 広告の文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

6 閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が市の事業であると錯覚するおそれのある表現を使用してはならない。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1箇月を単位とし、最長12箇月とする。ただし、年度を越える期間を指定することはできない。

2 広告の掲載を開始する日は、月の初日（その日が潟上市の休日を定める条例（平成17年潟上市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日）とする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告を掲載しようとする日の1箇月前までに市長に申し込まなければならない。ただし、その日が市の休日に当たるときは、その前日とする。

2 同一申込者が申し込むことができる広告は、1回の申込みにつき1枠限りとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠当たり月額5,000円に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（その額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(広告掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は、市ホームページ及び市広報紙等により行うものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 市が広告掲載を可とした者は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、申込期間分を一括して納付しなければならない。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（令和元年8月14日訓令第5号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の潟上市ホームページ広告掲載取扱要領の規定は、この訓令の施行の日以後の掲載に係る広告掲載料について適用し、同日前の掲載に係る広告掲載料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年11月11日訓令第47号）

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和4年8月2日訓令第15号）

この訓令は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和5年7月26日訓令第25号）

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。